

京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務委託について、以下のとおり公募型プロポーザル方式により、受託候補者の選定を行うため、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

本市では、「京都基本構想」（令和7年12月策定）において、「世界中の国や地域から突き抜けた人材が集まり、これらの人材をはじめとする多様で多彩な人々がこのまちと交ざり合う中で生まれる新たな文化を積極的に受容しながら、京都市の多様性と包摂性をさらに高めていき、日本中・世界中の人々から活動の拠点として選ばれるまちにしていく。」ことを掲げている。

こうした考え方の下、今般改定予定の「新京都戦略」において、リーディングプロジェクトに「世界中からクリエイティブ人材（※）がつどい・交じる「テラス」のまちプロジェクト」を掲げ、京都で様々な価値を生み出すクリエイティブ人材の受入れを積極的に推進していくこととしている。

こうした取組を効果的に進めるためには、現在、京都市で活動する、あるいは、関係を持つ海外からのクリエイティブ人材の情報を収集・整理（実態把握）し、特に重要視するターゲット層の選定、戦略的に受入れを促進するための取組など、明確なビジョンを持って取組を進める必要がある。

今回の調査では、こうした今後の具体的な方策の検討に向け、国内外及び本市におけるクリエイティブ人材の現状、課題等を把握し、受入れに関する調査を実施する。

※ アーティストやクリエイター、科学者やエンジニア、職人、料理人など、新たな産業創出をはじめ様々な場面での活躍につながる創造性をもった人材

2 委託業務の内容

- (1) 名 称 京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務
- (2) 内 容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 契約上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 共同事業による参加の申込にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

5 募集期間

令和8年3月26日(木)～4月10日(金)の平日午前9時から午後5時まで

※ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

6 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、企画提案書等を提出するものとする。(提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり)

(1) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

- (ア) プロポーザル参加表明書(様式1) 1部
- (イ) 直近の決算書 1部
- (ウ) 会社概要(様式2) 1部

「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。また、記載した業務実績については契約書の写し(件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ)を添付すること。

(エ) 企画提案書(任意様式) 8部(正本1部、副本7部<社名等を記入しないもの>)

- 様式は定めないが、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する内容の企画提案書を提出すること。
- 企画提案書には、以下の事項については、全てを記載すること。
 - 業務の実施方針及び実施手法
 - 業務実施体制(担当者の所属・役職・業務経歴・同種又は類似業務実績等)
 - 年間スケジュール
 - 過去5年間の同種又は類似業務の実績

(オ) 見積書及び経費内訳書(任意様式) 8部(正本1部、副本7部<社名等を記入しないもの>)

(カ) 共同事業体の協定書(任意様式) 1部 ※該当する場合のみ

共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

(キ) 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(ア)～(カ)に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書(水道料金・下水道料金)については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)
申請日前3箇月以内に発行のもの(原本)
- ・印鑑証明書
※ 申請日前3箇月以内に発行のもの(原本)
- ・納税証明書「その3の3」(国税及び地方税)

- ※ 申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式3）
- ・ 使用印鑑届（様式4）
- ・ 誓約書（様式5）

イ 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(2) 注意事項

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ その他

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

7 質問及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「4 応募資格」を満たす者とする。

(2) 質問期限

令和8年3月30日（月）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「1.1 問合せ及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。なお、電子メール送付後、必ず電話での受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月1日（水）午後5時までに、京都市のホームページに公開することによって行う。

8 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類を基に、本市が設置する選定委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、以下に示す審査基準に照らして提案内容を審査し、選定委員の合計得点で最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

プレゼンテーション審査は、4月15日（水）を目途に実施予定としており、応募者に対して、日時及び場所その他留意事項等を別途連絡する。

なお、選定委員の合計得点が満点の6割を下回るときは、参加者が1事業者のみの場合であっても受託候補者として選定しない。

(2) 審査基準

別表「京都市海外クリエイティブ人材受入れに関する調査等業務委託 受託候補者選定審査基準」参照

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和8年4月17日（金）頃までを目途に、参加者全員に電子メールにより通知する。通知後、参加者及び評価点、その他受託候補者の選定理由が分かる情報を京都市情報館において公表する。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。その他記載のない項目については、受託候補者と別途協議のうえ契約を締結する。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、最終成果物について検査を行い、検査に合格した最終成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、本市担当者と連絡を密にし、調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

11 問合せ先及び提出先

京都市総合企画局国際都市共創推進室 担当：飯田、大野

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3072 E-mail：kokusai@city.kyoto.lg.jp